

三木町障がい者プラン

(平成 27 年度～平成 29 年度)

～障がい者がその人らしく、地域で共生できるまちへ～

平成 2 7 年 3 月

三 木 町

目 次

第1章	プランの概要	
1	プラン策定の背景と趣旨	1
2	プランの位置づけ・性格	5
3	プランの期間	6
4	プランの策定体制	7
第2章	プランの基本的な考え方	
1	基本理念	8
2	基本的視点	8
3	基本目標	9
4	施策の体系	11
第3章	障がい者を取り巻く現状	
1	人口の動向	12
2	障がい者（児）の状況	13
3	障害福祉サービスの利用動向	16
第4章	施策の展開	
基本目標1	支え合う町民意識の醸成	21
基本目標2	地域での自立した生活を支援する体制づくり	24
基本目標3	社会活動への支援	28
基本目標4	教育環境の充実	31
基本目標5	誰もが暮らしやすいまちづくりの推進	34
第5章	障害福祉サービス等の見込量	
1	平成29年度の数値目標（成果目標）	37
2	サービス見込量	39
第6章	計画の推進	
1	計画の進行管理	47
2	障がいのある人のニーズの把握と反映	47
3	地域社会の理解促進	47
4	庁内体制の整備	47
5	地域ネットワークの強化	48
6	国・県との連携	48
資料	
	三木町障害者プラン策定検討委員会設置要綱	49
	三木町障害者プラン策定検討委員会委員名簿	50
	用語解説	51

第1章 プランの概要

1 プラン策定の背景と趣旨

国においては、国民誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会の実現」をめざして、障がいのある人の自立と社会参加を更に推進するための障がい者施策に関する計画（「障害者基本計画」）及びその「重点施策実施計画」を策定し、障がい者施策の推進を図ってきました。

障がいのある人にとって最も身近な行政主体である市町村においても、関連機関との連携体制を構築し、適切なサービスを提供できる体制を整備することから、平成23年の「障害者基本法改正」において、市町村における「障害者基本計画」の策定が義務づけられました。

平成18年4月からは地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から「障害者自立支援法」が施行され、障がい福祉計画の根拠とされていましたが、「障害者基本法」の改正に伴い平成25年4月（一部は平成26年4月）にはこれに代わる法律として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が施行されました。

「自立した生活を営むことができるように支援を行う」から制度の谷間となっていた難病患者への支援提供や、障がい区分の適切な配慮、地域生活支援事業による支援なども加味した「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるように支援を行う」へと目的が改正されています。同法においては、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画（「障害福祉計画」）の策定が市町村に義務づけられています。

本町では平成24年3月に、障がいのある人に対する保健・医療・福祉をはじめ、雇用・就労、まちづくりなどさまざまな分野における施策を総合的・計画的に進める「三木町障害者基本計画」と障害福祉サービスの推進に努める「三木町障害福祉計画」を一体的に定めた「三木町障がい者プラン」を策定しました。

「三木町障がい者プラン」は本年度で計画期間満了を迎えます。本町ではこの機会を捉え、国・県等の動向や各種制度、また障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化等に的確に対応し、障がい者施策の一層の推進を図るため、両計画を一体的に見直し、「第2次三木町障がい者プラン（仮称）」を策定します。

障がい者施策をめぐる近年の動き

■ 「障害者権利条約」の成立 ■

平成18年12月、第61回国連総会において、障がいのある人に対する差別を禁じ、社会参加を促進することを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。障がいのある人を対象にした人権条約は初めてで、世界人口の約1割、約6億5,000万人（国連推計）とされる障がいのある人の権利拡大につながるものと期待されています。この条約は20か国が批准した平成20年5月に発効しています。我が国においては平成19年に署名し、平成26年1月に批准書を国連に寄託し、批准国となりました。

■ 「障害者基本法」の改正 ■

平成23年8月公布されました。この法律においては、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に掲げています。また、障がい者の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、共に学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が条文化されています。

■ 「障害者総合支援法」の施行 ■

平成25年4月、「障害者自立支援法」を一部改正し、名称を改め施行されました。法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを基本理念に掲げ、①障がい者の範囲の拡大、②障がい支援区分の拡大、③重度訪問介護の対象者の拡大、④共同生活介護（ケアホーム）の共同生活介護（グループホーム）への一元化、⑤地域移行支援の対象拡大、⑥地域生活事業への追加等が主な改正点です。「障害者自立支援法」が自立した日常・社会生活を営むことを目的としている

のに対して「障害者総合支援法」は基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常・社会生活を営むことを目的とし、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する施策を講ずるとされています。

■ 「障害者雇用促進法」の改正 ■

働いている、働くことを希望する障がいのある人を支援するため、就業機会拡大を図るための各種施策を推進することを目的に、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成18年4月から施行されました。具体的には、精神障がい者に対する雇用対策の強化、在宅就業障がい者に対する支援、障がい福祉施策との有機的な連携が盛り込まれています。また、平成21年4月から、中小企業への雇用促進短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなどが盛り込まれた改正法が施行され、さらに、平成25年6月の改正により平成28年4月（一部公布日又は平成30年4月）からは、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることとされています。

■ 「障害者虐待防止法」の施行 ■

平成23年6月に成立し、平成24年10月1日から施行されました。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。この法律における虐待とは、養護者によるもの、障害者福祉施設従事者等によるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放置・怠慢）等の行為すべてを指します。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

■ 「障害者優先調達法」の施行 ■

平成24年6月に成立し、平成25年4月から施行されました。正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための必要な措置等が規定されています。

■ 「障害者差別解消法」の成立 ■

平成25年6月に成立しました。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障害者基本法における差別の禁止（第4条）を具体化するものであり、紛争解決・相談、地域における連携、啓発活動、情報収集等の支援措置等が規定されました。平成28年4月から完全施行されることになっています。

■ 「障害者基本計画（第3次）」の策定 ■ 【内閣府】

平成23年の障害者基本法の改正を踏まえ、平成25年度から平成29年度までの概ね5年間を対象とし、「安心・安全」、「差別の解消および権利擁護の推進」、行政サービス等における配慮」の3つの分野が新設されました。

2 プランの位置づけ・性格

(1) プランの位置づけ

このプランは、「障害者計画」と「障害福祉計画」を一体的に定めたものであり、町における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

「障害者計画」は、障がい者施策を推進するための基本理念、基本方向を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい者施策推進のための指針（基本計画）となるものです。

「障害福祉計画」は、「障害者計画」を上位計画とし、基本理念『障がい者がその人らしく、地域で共生できるまち』を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

(2) プランの性格

このプランは、「障害者計画」と「障害福祉計画」を一体的に定めたものです。「障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画であり、「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に定める法定計画です。

また、このプランは、国の「障害者基本計画」及び県の「かがわ障害者プラン」の内容を踏まえるとともに、本町の上位計画である「三木町振興計画」「三木町地域福祉計画」「三木町高齢者保健福祉計画」など、その他関連計画との整合性を図り作成しています。

計画における障がい者の概念

- ・「障がい者」とは、障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。
- ・「難病患者」とは、障害者基本法第23条に規定する「難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」をいいます。
- ・「発達障がい」とは、発達障害者支援法第2条に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」をいいます。

【「障害者計画」と「障害福祉計画」の性格】

障害者計画

- 障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

障害福祉計画

- 障害者総合支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 計画期間：3年を1期とする
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

3 プランの期間

このプランの計画期間は、平成27（2015）年度から平成29（2017）年度までの3年間とします。

4 プランの策定体制

プランの策定に当たっては、庁内において関係する各部局間の連携を蜜にするとともに、関係団体・機関等の代表者、学識経験者などで構成する「三木町障がい者プラン策定検討委員会」において計画案を審議し、その意見を踏まえた上で計画を策定します。

また、本委員会には高松圏域自立支援協議会も加わっており、高松障害保健福祉圏内を活用した広域的な施策・事業を進めていきます。

障害者総合支援法に基づく協議会

○障害者総合支援法に基づく協議会

障害者総合支援法第89条の3に基づく機関。当該機関は、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成され、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものである。

また、障害者総合支援法第88条第6項では、市町村障害福祉計画を定めることが規定されており、計画の策定又は変更しようとするときは、同条第8項により、「あらかじめ、当該協議会の意見を聞かなければならない」とされています。

第2章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

『障がい者がその人らしく、地域で共生できるまちへ』

三木町は、「個性と共生」をキーワードに、すべての人がその人らしくいつまでもその地域で安心して暮らせる三木町らしいまちづくりを推進していきます。

2 基本的視点

プランの基本理念を実現するため、次のような基本的な視点に立ち、各種施策の充実を図ります。

【視点1 地域社会における共生】

障がいの有無、種別、程度に関わりなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する地域社会の実現を図ることができるよう、障害福祉サービス等の提供基盤の整備を引き続き推進します。

【視点2 人権尊重・権利擁護】

障害者の権利に関する条約（平成26年1月 批准）では、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等が規定されています。

「自律と共生」のまちをめざし、教育や雇用、社会活動などあらゆる場面において、障がいを理由とした差別や虐待の撲滅に取り組むとともに、合理的な配慮により実質的な平等が確保されるよう努めます。

【視点3 総合的かつ効果的な施策の推進】

障がいの種別や地域などにより提供されるサービスに格差が生じないように、障がい者のニーズを踏まえバランスのとれたサービス提供体制の充実を図ります。

また、さまざまな社会資源を有機的に組み合わせ、有効活用することにより、持続可能な制度の構築を図り、必要な支援が、地域全体の理解・協力のもとで受けることができるよう、公的機関だけでなく、民間組織等から提供されるサービスや支援を含め、利用者を中心に総合的かつ効果的に提供されるしくみを構築していきます。

3 基本目標

基本理念に基づき、次の5つの基本目標を定め、施策を推進します。

基本目標1 支え合う町民意識の醸成

障がいを理由とした差別や偏見、虐待は重大な権利の侵害であり、あってはならないことです。しかし、依然として、誤解や偏見による差別、社会的な障壁の存在が、障がいのある人の地域社会での生活を妨げていることもあります。

障がい者に対する正しい理解と認識を住民全体に広め、障がいがある人もない人も互いに一人ひとりの個性と人格を尊重し認め合い偏見や差別のない、ともに生きるまちづくりを推進します。

基本目標2 地域社会での生活を支援する体制づくり

住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期など、それぞれのライフステージに応じた支援体制の充実が必要です。

サービス選択の前提となる相談・情報提供をはじめ、サービス供給の担い手の拡大や内容の充実を図るなど、利用者が求めるサービスを選択できるよう、福祉サービスを更に充実していくとともに、保健・福祉・医療等の連携による、継続的なサービスを提供していきます。

基本目標3 社会活動への支援

障がいのある人が地域社会で生活を送る上で、働く意欲のある人が就労し、働き続けることは、ノーマライゼーションの実現の大前提であり、自己実現を図る上でも、極めて大きな意義があります。

就労に関する相談窓口、職場開拓、職業訓練、就労定着支援を強化するため、関連機関とのネットワークの充実を図り、総合的な就労支援体制を構築していきます。

また、スポーツ、レクリエーション、文化活動等の自己表現活動や社会参加活動などの生活の質の向上と生きがいづくりの活動にいつでも誰でも参加できるよう、必要な支援の実施、環境整備を行います。

基本目標4 教育環境の充実

学校や社会における教育は、将来、障がい者が共生する地域社会の実現を図る上でとても重要な役割を果たしています。近年では、学習障がいや注意欠陥・多動性障がい、高機能自閉症等への関心も高まっており、児童の心身の状態や個性に応じた幅の広い対応が求められています。

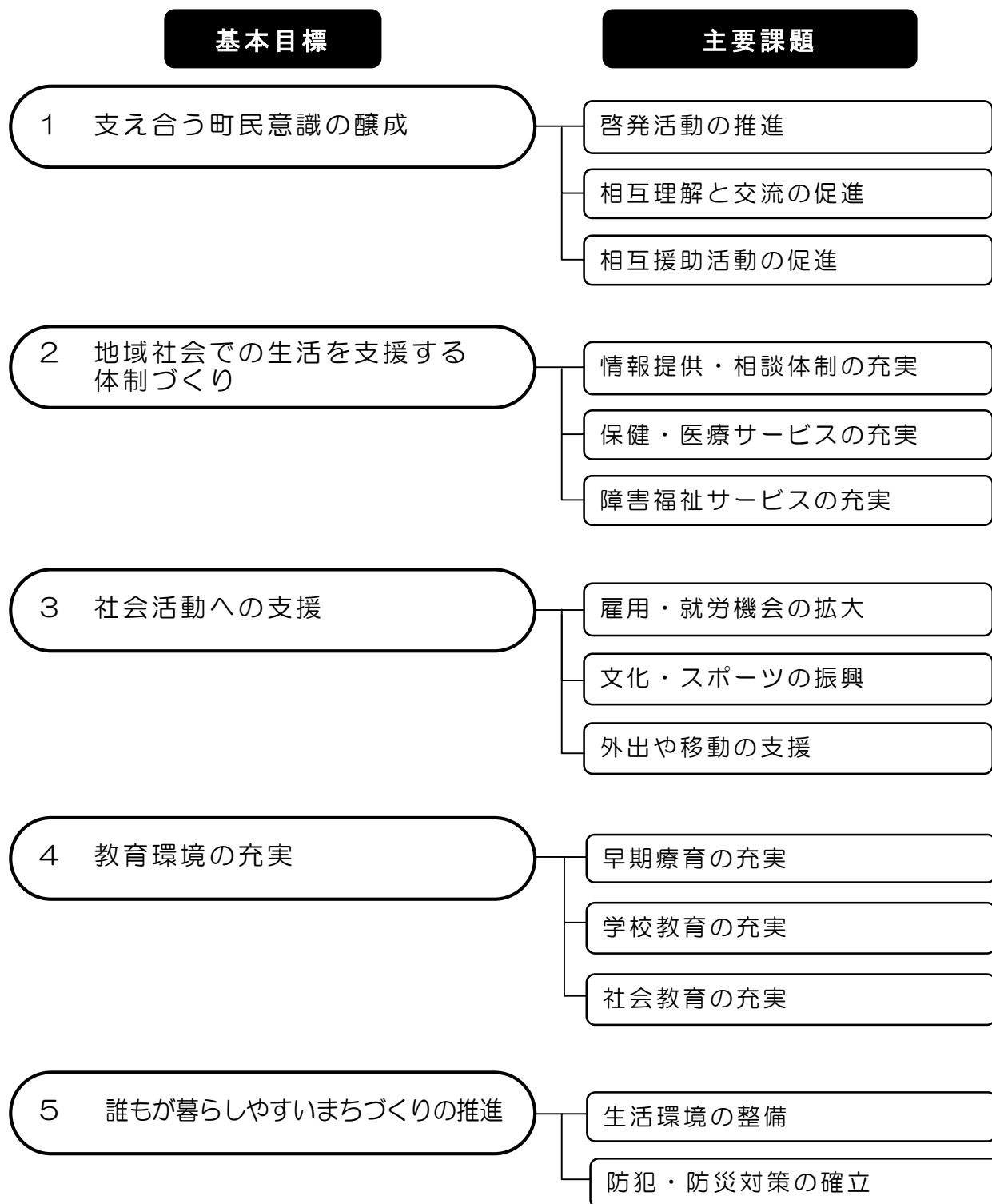
一人ひとりに適した教育の場と学習の機会が平等に提供されるよう、生涯にわたる学習機会を充実していきます。

基本目標5 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

誰もが地域社会で共生できる生活を送り、積極的に社会参加していくためには、道路、建物、公共交通機関等を、バリアフリーの視点から改善していく必要があります。また、災害時における障がいのある人の安全確保を図るために、緊急時や災害に備えた体制を点検・整備していくことが必要です。また、地域には公的なサービスだけでは、対応しきれない課題が多くあり、近年特に、地域での相互援助活動や住民活動（インフォーマル・サービス）の重要性が高まっています。

今後のまちづくりを進めるにあたり、利用する人の声を聞き、『誰もが暮らしやすいまち』づくりを進めていきます。

4 施策の体系



第3章 障がい者を取り巻く現状

1 人口の動向

人口の推移をみると、総人口は昭和60年から平成17年までは増加していますが、平成22年以降減少しています。

また、年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）は減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、少子・高齢化の進展がうかがえます。

総人口と年齢3区分人口（比率）の推移

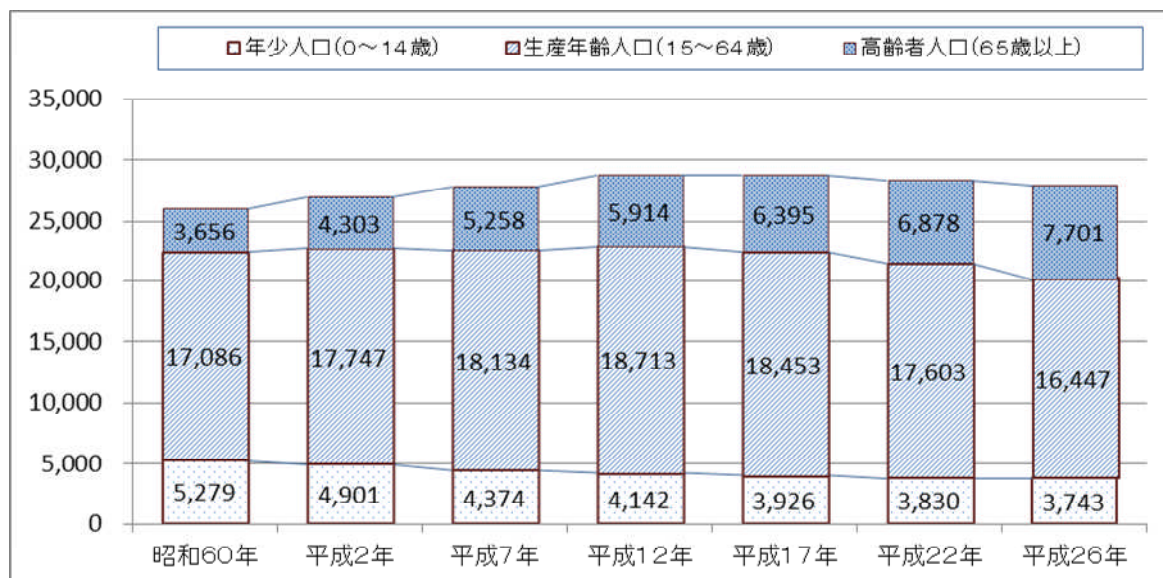
単位：人，%

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
総人口	26,021	26,966	27,766	28,769	28,790	28,464	28,044
年少人口 （0～14歳）	5,279	4,901	4,374	4,142	3,926	3,830	3,743
比率	20.3	18.2	15.8	14.4	13.6	13.5	13.4
生産年齢人口 （15～64歳）	17,086	17,747	18,134	18,713	18,453	17,603	16,447
比率	65.7	65.8	65.3	65.0	64.1	61.8	59.0
高齢者人口 （65歳以上）	3,656	4,303	5,258	5,914	6,395	6,878	7,701
比率	14.0	16.0	18.9	20.6	22.2	24.2	27.6

※ 年齢不詳人口がいるため、各年齢区分人口と総人口が一致しない場合がある

【資料】国勢調査 ※平成26年は香川県人口移動調査報告（10月1日現在）

年齢3区分別人口の推移



2 障がい者（児）の状況

（1）身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成22年度以降減少傾向にあり、平成22年度から平成23年度にかけて114人減少しています。

また、年齢別にみると、0～17歳の区分は若干の増減はあるものの、ほぼ横ばいであるのに対し、18歳以上の区分は平成22年度以降減少傾向となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
0～17歳	17	17	16	16	18
18歳以上	1,487	1,493	1,380	1,355	1,345
手帳所持者合計	1,504	1,510	1,396	1,371	1,363

【資料】健康福祉課（各年度末現在）

また、等級別にみると、重度（1・2級）の人が全体の4割以上を占めています。

身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの等級別）

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1 級	414	415	392	380	376
2 級	245	242	203	202	198
3 級	260	262	244	229	231
4 級	407	413	397	408	406
5 級	90	88	77	71	70
6 級	88	90	83	81	82
合計	1,504	1,510	1,396	1,371	1,363

【資料】健康福祉課（各年度末現在）

身体障害者手帳の交付者を障がい状況別にみると、肢体不自由の人が大半を占めています。ここ3年間では、各障がい者の数は概ね減少傾向となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの種類別）

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
視覚障がい	100	99	95	94	89
聴覚平衡機能障がい	108	112	103	105	107
音声言語そしゃく機能障がい	15	16	15	13	12
肢体不自由	817	819	754	728	734
内部障がい	464	464	429	431	421
合計	1,504	1,510	1,396	1,371	1,363

【資料】健康福祉課（各年度末現在）

(2) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、平成21年度から平成25年度にかけて12人増加しています。

また、年齢別にみると、0～17歳の区分では平成21年度から平成25年度にかけて1人減少していますが、18歳以上の区分では13人増加しています。

療育手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
0～17歳	37	36	36	39	36
18歳以上	124	129	128	131	137
手帳所持者合計	161	165	164	170	173

【資料】健康福祉課（各年度末現在）

また、手帳種別では、中度・軽度の方が、最重度・重度の人に比べて大きく増加しています。

療育手帳所持者の推移（障がいの程度別）

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
最重度・重度（㊤・A）	69	69	67	69	72
中度・軽度（㊤・B）	92	96	97	101	101
合計	161	165	164	170	173

【資料】健康福祉課（各年度末現在）

(3) 精神障がい者の状況

① 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成21年度から平成25年度にかけて25人増加しています。

年齢別では、18～64歳の区分で大きく増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
0～17歳	1	2	2	2	2
18～64歳	69	70	79	90	93
65歳以上	10	6	7	8	10
手帳所持者合計	80	78	88	100	105

【資料】健康福祉課（各年度末現在）

等級別にみると、すべての等級が増加しており、平成21年度から平成25年度にかけて3級は倍増しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1級	6	6	6	7	7
2級	65	64	73	80	80
3級	9	8	9	13	18
合計	80	78	88	100	105

【資料】健康福祉課（各年度末現在）

3 障害福祉サービスの利用動向

(1) 指定障害福祉サービス

① 訪問系サービス

訪問系サービスに関して、利用者数は増加していますが、利用時間は減少しています。

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護 同行援護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	実績値	利用者数	43 人	47 人	62 人
		利用時間	815.75 時間	814.50 時間	778.00 時間
		平均利用時間	18.97 時間	17.33 時間	12.55 時間
	前年比	利用者数	-	109.3%	131.9%
		利用時間	-	99.8%	95.5%

(平成24・25年度は3月中、平成26年度は9月中の実績値)

② 日中活動系サービス

ア 施設等による日中活動サービス（介護給付費分）

施設等による日中活動サービスに関して、生活介護は年々利用者が増加しています。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
療養介護	実績値	3 人	3 人	3 人
	前年比	-	100.0%	100.0%
生活介護	実績値	45 人(869 人日)	46 人(859 人日)	50 人(942 人日)
	前年比	-	102.2%	108.7%
短期入所 (ショートステイ)	実績値	20 人(88 人日)	22 人(87 人日)	20 人(83 人日)
	前年比	-	110.0%	90.9%

(平成24・25年度は3月中、平成26年度は9月中の実績値)

イ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立訓練（機能訓練・生活訓練）に関して、機能訓練は平成24年度から平成25年度は1人増加、平成26年度には1人減少しています。

生活訓練は、平成25年度、平成26年度と1人ずつ増加しています。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自立訓練 （機能訓練）	実績値	2 人（42 人日）	3 人（60 人日）	2 人（29 人日）
	前年比	-	150.0%	66.7%
自立訓練 （生活訓練）	実績値	0 人（0 人日）	1 人（10 人日）	2 人（15 人日）
	前年比	-	-	200.0%

（平成24・25年度は3月中、平成26年度は9月中の実績値）

ウ 就労支援（就労移行支援・就労継続支援）

就労支援（就労移行支援・就労継続支援）に関して、就労移行支援、就労継続支援（B型）はほぼ横ばいですが、就労継続支援（A型）は平成24年度の2人から平成25年度は5人と利用者が2倍以上の増加となりました。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労移行支援	実績値	3 人（49 人日）	3 人（31 人日）	2 人（33 人日）
	前年比	-	100.0%	66.7%
就労継続支援 （A型）	実績値	2 人（38 人日）	5 人（102 人日）	6 人（122 人日）
	前年比	-	250.0%	120.0%
就労継続支援 （B型）	実績値	53 人（905 人日）	52 人（886 人日）	53 人（897 人日）
	前年比	-	98.1%	101.9%

（平成24・25年度は3月中、平成26年度は9月中の実績値）

③ 居住系サービス

ア 居住支援（グループホーム）

居住支援に関して、ほぼ横ばいの利用実績となっています。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助 （グループホーム）	実績値	13 人	13 人	15 人
	前年比	-	100.0%	115.3%

（平成24・25年度は3月中、平成26年度は9月中の実績値）

イ 施設入所支援

施設入所支援に関して、利用実績は若干増加傾向となっています。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 （見込）
施設入所支援	実績値	25 人	27 人	28 人
	前年比	-	108.0%	103.7%

（平成24・25年度は3月中、平成26年度は9月中の実績値）

④ 指定特定相談支援（サービス利用計画作成支援）

指定特定相談支援に関して、年々増加傾向にあり平成24年度から平成26年度にかけてほぼ倍増しています。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 （見込）
指定特定相談支援	実績値	105 人	147 人	195 人
	前年比	-	140.0%	132.0%

（平成24・25年度は3月中、平成26年度は9月中の実績値）

(2) 地域生活支援事業

① 相談支援

相談支援事業に関して、相談支援窓口は同数で推移しています。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業	身体 実施箇所数	3 か所	3 か所	3 か所
	知的 実施箇所数	3 か所	3 か所	3 か所
	精神 実施箇所数	7 か所	7 か所	7 か所

(平成24・25年度は3月中、平成26年度は9月中の実績値)

② コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業に関して、手話通訳派遣は同数で推移し要約筆記派遣の利用実績はありませんでした。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者派遣	利用人数	3 人	3 人	3 人
要約筆記者派遣	利用人数	0 人	0 人	0 人

(平成24・25年度は3月中、平成26年度は9月中の実績値)

③ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業に関して、介護・訓練支援用具、住宅改修費以外は減少傾向となっています。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
介護・訓練支援用具	給付件数	1 件	1 件	2 件
自立生活支援用具	給付件数	5 件	4 件	2 件
在宅療養等支援用具	給付件数	4 件	5 件	1 件
情報・意思疎通支援用具	給付件数	5 件	2 件	1 件
排せつ管理支援用具	給付件数	281 件	265 件	258 件
住宅改修費	給付件数	0 件	0 件	1 件

(平成24・25年度は3月中、平成26年度は9月中の実績値)

④ 移動支援事業

移動支援事業に関して、利用人数、利用時間とも年々増加傾向となっています。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
移動支援	利用人数	37 人	35 人	33 人
	利用時間	2,701 時間	2,780 時間	2,908 時間

(平成24・25年度は3月中、平成26年度は9月中の実績値)

⑤ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター機能強化事業に関して、箇所数は同数で推移しており、利用者数はほぼ横ばいの傾向となっています。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域活動支援センター Ⅰ型	箇所数	5 箇所	5 箇所	5 箇所
	利用人数	26 人	23 人	27 人
地域活動支援センター Ⅱ型	箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
	利用人数	36 人	33 人	35 人
地域活動支援センター Ⅲ型	箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	利用人数	0 人	0 人	0 人

(平成24・25年度は3月中、平成26年度は9月中の実績値)

⑥ 町の任意事業

地域活動支援事業の必須5事業以外の任意事業に関して、日中一時支援事業は増加傾向ですが、福祉ホーム、訪問入浴サービスは横ばいとなっています。

自動車運転免許取得・改造助成事業は平成24年度、平成25年度の利用実績はありませんが、平成26年度は1件の実績がありました。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
福祉ホーム	利用者数	1 人	1 人	1 人
訪問入浴サービス	利用者数	1 人	1 人	1 人
日中一時支援事業	利用者数	39 人	38 人	43 人
自動車運転免許取得 ・改造助成事業	助成件数	0 件	0 件	1 件

(平成24・25年度は3月中、平成26年度は9月中の実績値)

第4章 施策の展開

基本目標1 支え合う町民意識の醸成

主要課題（1）啓発活動の推進

自分に関わる施策に対し意見を表明し、施策に反映させる機会があることは、**地域社会で生活**を営む点からも、施策を実施していく上でも不可欠な要素です。

このため、障がいのある人の声をさまざまな形で把握し、その意見を関係施策に反映していくための方策を検討することが必要です。

障がいのある人やその家族が運営している各種団体の活動は、**地域社会における共生の実現**を進める上でさまざまな役割を担っています。今後もこれらの団体の活動が活発に行われるよう、各種団体の育成と団体相互の交流活動を支援します。

十分な自己決定や意思表示が困難な人に対しては、人権や財産を守り、権利の行使を支援するしくみが必要です。権利擁護事業や成年後見制度を広く周知し、利用を支援するとともに、より身近な地域の中で、虐待防止を含めた権利擁護体制を充実させることが課題です。

施策	施策説明
広報・啓発活動の推進	住民一人ひとりへノーマライゼーションの理念の普及を図るため、広報等により、障がいに関する正しい知識の普及に努め、理解の促進を図ります。
個別の障がい理解研修等の実施	保育所等で、障がい特性（精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児、難病など）を分かりやすく解説を行う等により、保育所等の職員・保護者等に対して障がい児（者）等に対する理解を深めます。
障がい者団体、家族会等への支援	障がい者団体、家族会等が行う自主的な活動を支援し、障がいのある人の自立を促進します。
虐待の防止及び早期発見の推進	関係機関との連携のもと、児童や高齢者、障がいのある人等に対する虐待の防止及び早期発見と対応に努めます。
広聴活動の充実	障がいのある人のニーズを把握し、施策への反映を図ります。
権利擁護の推進	意思表示の困難な障がいのある人などが安心して暮らせるよう、社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業を促進するとともに、権利擁護機関と連携を図りながら、権利擁護の推進に努めます。

施策	施策説明
成年後見制度利用支援事業の充実	判断能力の充分でない認知症の高齢者や障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度利用支援事業の充実を図ります。
苦情解決体制の充実	福祉サービスに関する苦情の適切な解決のため、福祉事業者が福祉サービスに関する苦情処理の第三者委員会を設置するよう促し、苦情解決体制の充実を図ります。

主要課題（2）相互理解と交流の促進

誰もが自分らしく生きることができる「共生のまち」をめざすには、町民一人ひとりが障がいや障がいのある人のことを理解し、行動していくことが不可欠です。

また、お互いの理解を深めるためには、学校や職場、地域における日常的な活動の中で、早い段階から交流の機会を持つことが特に大切です。

障がいのあるなしにかかわらず、一緒に活動し、一緒に時間を過ごすことが当たり前となるよう、今後も引き続き、学校や職場、地域など日常的な生活の場で共に過ごす機会を増やしていくことが課題です。

また、施設を限られた人が利用する場としてではなく、広く社会に開かれた、地域の貴重な資源の一つとなるよう、地域に浸透させていくことが課題です。

施策	施策説明
障がい者交流事業等（参加型啓発事業）の充実	子どもから高齢者、障がいのある人ない人、みんなが参加し、各種の催し物や体験等を通してお互いの理解を深めることを目的とした機会や場の提供を推進します。
交流及び共同学習の推進	障がいのある子どもと障がいのない子どもと一緒に参加する活動において、豊かな人間性を育むと共に各教科のねらいの達成を目的とする交流及び共同学習を推進します。
地域施設交流事業の促進	施設を地域住民とのふれあいの場の拠点として、活用できるよう支援します。
職員に対する研修の実施	職員研修等において、障がい者福祉に関する内容を取り上げ、職員が障がい者福祉について理解を深めるよう努めます。

主要課題（3）相互援助活動の促進

福祉の向上は、福祉制度の充実だけではなく、ボランティアやNPO活動をはじめとした、地域における一人ひとりの意識と行動によりもたらされます。

本町では、「地域福祉計画」を策定し、社会福祉協議会、民生・児童委員、ボランティア団体、町内会等と連携し、障がいのある人や高齢者の日常生活を身近に見守り、支え合うネットワークづくりを推進しています。また、社会福祉協議会では、ボランティアセンターを設置し、ボランティアの普及啓発と確保を行うとともに、必要な人への紹介を行ってきました。

これらの地域におけるさまざまな取組みの成果から、障がいのある人に対する理解は徐々に進んではいますが、ノーマライゼーションの浸透状況は決して十分とは言えません。

今後も社会福祉協議会や各種団体との連携を深め、さまざまな機会と手段を利用して、障がいのある人や障がいについての認識や理解をより一層深め、すべての人が共に支えあい、主体的に地域の活動へ参加できるよう、住民参加による障がい者福祉を進めていくことが課題です。

施策	施策説明
地域福祉エリアミーティング開催の支援	身近な地域において、地域住民、社会福祉法人、NPO法人、民間企業などの関係機関が一堂に会し、地域で抱える課題の把握、解決策の検討、情報交換等が行えるよう、支援します。
地域福祉サポートシステムの構築	地域で抱える課題のうち、地域の住民や組織だけでは解決困難な事案について、町と社会福祉協議会が地域と協力して改善を図れるよう、地区、町、社会福祉協議会を結ぶしくみを構築します。
コミュニティーソーシャルワーカーの育成	生活課題を抱えた障がいのある方等を支えるためのシステムは、活動者の確保と併せ、活動において中心的な役割を担う人が必要です。そこで、中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンを育成するため、専門的な研修等の充実を図ります。
ボランティア活動普及推進事業の充実	障がいのある人を援助するボランティア組織の強化及び地域住民による援助体制の確立を支援します。
ボランティアセンターの充実	ボランティアセンターにおける、ボランティア活動を支援します。

基本目標2 地域での自立した生活を支援する体制づくり

主要課題（1）情報提供・相談体制の充実

現代社会において、情報へのアクセスは基本的な権利のひとつであり、障がいのある人の社会参加を促進するためにも、必要な情報を適切な方法で伝えることが大切です。

そのため、障がいによって情報の収集や利用などに大きな支障のある人に対しては、情報収集手段の確保と情報利用の円滑化を図り充実させていく必要があります。また、必要な情報が障がいのある人に的確に伝わるよう、情報提供や表示の方法等についても、工夫・配慮が必要になります。

今後は、障がいの状況に配慮したさまざまな情報提供方法を検討し、充実していくことが課題です。

施策	施策説明
広報活動の充実	広報紙等を通じて、障がいのある人へ配慮した広報活動に努めます。
視覚障がい者等への行政情報サービスの充実	行政情報の円滑な提供を図るため、サービス提供の充実を図ります。
電子媒体の活用	インターネットを活用し、障がいのある人への情報提供サービスの充実を図ります。また、ホームページを活用し、広報・啓発に努めます。
精神保健相談の充実	精神保健に関する相談を受け、問題解決に向けた支援を行います。
福祉分野の一次相談窓口の設置	福祉課題を抱える住民が気軽に相談でき、適切な対応を提供できるよう、町の相談支援体制の充実を図ります。
相談支援体制の強化・充実	障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援、ピアカウンセリング等の総合的な支援を図るとともに、さまざまなニーズに対応できるよう相談支援専門員の資質の向上に努めます。また、地域自立支援協議会を活用し、相談支援体制の充実・強化に努めます。
相談機能の充実	地域の気軽な相談窓口として、民生・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等による相談体制の充実を図ります。

主要課題（2）保健・医療サービスの充実

障がいを予防し、早期発見、早期治療及び療育によって障がいを軽減し、障がいのある人のもてる可能性をできる限り伸ばすことが重要です。

そのためには、身近な地域で適切な保健サービスを継続的に受けられることが大切です。

また、壮年期以降の疾病等による障がいの発生も多く、生活習慣病などの疾病対策も重要な課題となっています。

今後は、障がいのある人の高齢化や、障がいの重度化も予想される中で、すべての人が心身ともに健やかな人生が送れるよう、健康づくりの推進を図るとともに、保健サービスを一層充実させていくことが課題です。

さらに、障がいのある人が地域の中で、安心して生活を送るためには、適切な医療サービスを受けることが必要であることから、今後とも、保健・医療・福祉の連携により、障がいのある人が受診しやすい環境を整備していくことが課題です。

施 策	施策説明
乳幼児相談の充実	育児不安の解消及び母親同士の情報交換の場の提供により、乳幼児の健全な育成を図ります。
乳幼児健康診査の充実	3か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対して健康診査を行い、早期発見・早期支援の提供を行い、乳幼児の健全な育成を図ります。
自立支援医療制度の推進（更生・育成・精神通院）	心身の障がいを除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額の一部を給付する自立支援医療制度を推進します。
小児慢性特定疾患医療給付の推進	小児の慢性疾患のうち、国が指定した特定疾患について病気の治療研究を推進し、家族の経済的負担を軽減するため必要な医療の給付を行っていきます。
重度心身障がい者（児）医療費支給制度の推進	重度心身障がい者（児）の福祉の増進とその家族の経済的負担を軽減するため、医療の給付に係る一部負担金について助成を行っていきます。
障がい者診療体制の整備促進	障がいのある人に身近な診療体制が提供されるよう、関係機関と協議しながら保健・医療・福祉のネットワークづくりに努めます。また、効果的な医療機関情報の提供方法について検討します。

主要課題（3）障害福祉サービスの充実

障がいのある人が地域で安心して自分らしく暮らせるようにするためには、その介護に当たる家族の負担を軽減することも含め、一人ひとりの多様なニーズに応えられるサービスの量的、質的な充実を進める必要があります。

地域生活を支える各種サービスは、法や制度の改正に伴い従来のサービスの区分や内容が見直されてきました。また、「障害者総合支援法」の施行により、制度の谷間となっていた難病患者への支援提供等の問題も改善されつつあります。

しかし、費用負担の在り方等さまざまな要望に必ずしも十分対応できているとは言えないのが現状です。

今後も、ニーズの変化に対応し、必要とする人が必要とするサービスを十分に利用できるよう、各種サービスの質と量を適切に確保していくことや利用者への情報提供、相談、新たなサービス利用支援計画づくりを適切に行うことが課題です。

施策	施策説明
障害者手帳取得の促進	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳について制度の周知を図り、手帳取得を促進します。特に高次脳機能障がい、発達障がいや精神保健福祉手帳の対象となることについて周知を図ります。
各種手当等の充実	障がいのある人及び家族の経済的負担を軽減するため、国・県の動向を勘案しながら、各種手当等の充実を図ります。
ホームヘルプサービスの充実	家庭を訪問し障がいのある人の日常生活を支え、本人や家族の負担を軽減するため、ホームヘルプサービスの充実を図ります。
行動援護、同行援護の充実	自己判断能力が制限されている人や重度の視覚障がい者が行動するときの必要な支援、外出支援を提供する行動援護、同行援護の充実を図ります。
生活サポート事業の充実	障がい児・者に対して、送迎サービスやレスパイトサービス等の生活サポート事業の充実を図ります。
短期入所等の充実	一時的に介護が困難な方のために、短期入所や日中一時支援を充実します。また、障がい児や重度重複障がい者の受け入れ体制の確保に努めます。
日常生活用具費支給事業の充実	重度障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具の購入等に係る費用の支給を充実します。
補装具費の支給	身体障がい者の機能障がいを補い、日常生活能力の向上を図るため、補装具の購入や修理に係る費用の支給を充実します。

施 策	施策説明
重度重複障がい者対策の検討	重度重複障がい者の人数は、年々増加傾向にあります。これらの障がいのある人の生活の維持・向上を図るため、その対策を検討します。
計画相談支援等の充実	生活介護、自立訓練、就労支援、児童発達支援等の障害福祉サービス等や地域活動支援センター等の利用が適切に行えるよう、計画相談支援等の充実を図ります。
グループホーム等の充実	地域移行を促進するため、グループホーム等に対する運営への支援を充実します。また、町内において、グループホームの整備（定員10人）を目標とし、平成26年度三木町百眼百考会議生きがいづくり部会からの提案を踏まえ、必要な支援について協議していきます。

基本目標3 社会活動への支援

主要課題（1）雇用・就労機会の拡大

地域社会で生活し、生きがいを持って人生を送るためには、仕事に就くことが大きな意味を持ちます。

しかし、障がいのある人の就労については、雇用の場が限られていること、障がい理解に基づく適切な支援体制が十分ではないことなどにより、働きたいという意向と能力があっても就労に結びついていないのが現状です。

企業の経営者や従業員をはじめ、障がい者雇用についての啓発活動等を充実し、民間企業等への就労機会や障がいの特性に応じた多様な就労の場の確保など、雇用機会の拡大を図ることが必要です。また、福祉施設の整備と仕事内容の充実、公的機関における雇用と発注の拡大なども検討し、町内における職場の確保を積極的に進めていく必要があります。

施策	施策説明
公共職業安定所等との連携の推進	障がいのある人の職場の拡大や雇用の継続を図るため、公共職業安定所等との連携を推進します。
多様な就労の場の確保	一般就労が困難な障がいのある人の働く場を確保するため、就労継続支援事業所など多様な就労の場の確保を促進します。
職員への障がいのある人の雇用推進	職域を拡大し、今後も障がいのある人の職員としての雇用を推進します。
障害者就労支援センターの充実	障がいのある人とその家族からの相談に応じ、就労支援職場定着支援、生活支援を行い、障がいのある人の雇用を促進します。また、障害者就労支援センター内において、障がいのある人の雇用を推進します。
障害者就業・生活支援センターの活用	障がいのある人の雇用、保健福祉、教育等の関係機関の拠点として、就業面及び生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターの活用を促進します。
職場定着の促進	就労継続者との電話連絡や就労先訪問等により就労後の支援をします。また、職業センター等との連携を図り、ジョブコーチ等の活用により障がい者の職場定着を促進します。

主要課題（2）文化・スポーツの振興

各種スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動を行うことは、生活の質を向上させる上で重要です。また、こうした社会活動は、障がいのある人とない人との相互理解、更に連帯感を強めていくことにもつながります。

現在、本町ではスポーツ大会を開催するなど、障がいのある人の文化・スポーツ活動を積極的に支援していますが、開催場所が限られていたり、参加者が固定していたり、障がいのある人もない人も一緒に参加したり、障がいのある仲間とともに楽しむ機会は十分とは言えません。特に、スポーツ・レクリエーション活動に際しては、一人ひとりの健康状態や体力、障がいの程度に合ったプログラムや専門的な指導者の確保も必要となっています。

今後は、障がいの有無にかかわらず、年齢や体力などに応じてさまざまな活動に参加できるよう、文化・スポーツの振興などを図っていくことが課題です。

施策	施策説明
障がい者スポーツ大会の開催	スポーツ大会を通じて、体力、気力の維持・増進並びに残存機能の向上を図り、障がいのある人に対する理解を深められるよう努めます。
香川県障害者スポーツ大会への参加	町内の障がいのある人に積極的に参加を呼びかけ、スポーツを通じて交流を図り、社会参加を促進します。
文化活動の成果発表の場の拡大	障がい者団体や施設利用者などの文化活動の成果発表の場の拡大を図るとともに、開催を支援します。
スポーツ交流の促進	町で開催する各種スポーツ事業に障がいのある人が参加できるような環境整備を図り、障がいのない人とのスポーツ交流を促進します。

主要課題（3）外出や移動の支援

障がいのある人が社会のさまざまな分野に積極的に参加していくためには、移動の自由を確保することが大切です。

現在、本町では、外出の支援について移動支援事業を実施しており、福祉タクシー券の交付などにより、行動範囲の拡大を図るための支援を推進しています。

今後も、障がいのある人が気軽に外出できるよう、利用者の声をもとに、外出や移動支援の充実に努めます。また、町内を移動するための情報提供にも努めます。

施策	施策説明
移動支援事業の充実	障がいのある人の社会生活上不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出支援を充実します。また、希望する外出の目的等を精査し、ニーズに沿ったサービス提供ができるよう努めます。
生活サポート事業の充実	障がい児・者に対して、送迎サービスやレスパイトサービス等の生活サポート事業の充実を図ります。
行動援護、同行援護の充実	自己判断能力が制限されている人や重度の視覚障がい者が行動するときの必要な支援、外出支援を提供する行動援護、同行援護の充実を図ります。
福祉タクシー等移動手段の充実	障がいのある人の移動手段のために、福祉タクシーの充実を図ります。
自動車免許取得費、改造費の助成	自動車運転免許取得費、改造費の助成制度の充実を図ります。

基本目標4 教育環境の充実

主要課題（1）早期療育の充実

早期療育は、障がいのある子どもの乳幼児期における成長を支援し、障がいの軽減を図り、将来の生活において自立し、可能な限り能力を発揮できるようにしていくものです。

そのため、できる限り早い時期から子どもの障がいに応じた療育を実施することが重要となります。特に、乳幼児期の障がいについては、発達の遅れか否かの判断など、医療機関をはじめとする関係機関との連携により、個人の特性に応じたきめ細やかな支援を継続的に行っていくことが必要です。

今後は、保健・医療・福祉の密接な連携のもとに、障がいの早期発見、相談、指導、通園・通所、更に教育へとといった流れがスムーズに行われるよう、地域における療育支援システムの充実が課題です。

施策	施策説明
保育所、幼稚園等への訪問支援の充実	障がい児の通う保育所、幼稚園などに専門支援スタッフが訪問し、必要な支援を行います。
保育所等の充実	障がいのある子どもが保育所等に通所できるよう、加配保育士の配置等必要な支援環境の整備に努めます。
保育士等研修の充実	保育士等の資質の向上を図るために、町内の保育所等の職員を対象に、障害児支援に関する研修会等を実施します。
相談・支援体制の充実	障がいのある子どもの保護者に対する面接、電話、家庭訪問等による相談の充実を図ります。また、他機関との連携を図りながら、乳幼児健診後の相談・支援の充実に努めます。
就学相談の充実	幼児や児童、生徒の障がいの早期発見に努め、就学支援委員会の適正な判断のもとに、就学相談を一層充実します。各関係機関と情報交換をより一層密にし、就学相談の充実を図ります。また、統合保育対象児の保護者と保育園の連絡を密にし、集団保育を行う中で就学相談を行っていきます。

主要課題（2）学校教育の充実

子ども・子育て支援法の基本理念に「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」とあるように、全ての子どもは、その特性に応じて、適切で、きめ細かな教育を受ける権利を持っています。

また、特別な支援を必要とする子どもに対しては、教育課程編成と教育内容や方法の改善を図るとともに、担当教員の専門性や指導力の向上を図る研修等の充実や望ましい教育環境の整備、保護者に対する相談の充実が必要です。また、障害者権利条約の批准に向けた取組みの中で、教育分野においては誰をも排除しないインクルーシブな教育が求められています。

今後は、誰もが共に学びあう環境をつくることを基本に、障がいのある子どもたちの発達を最大限にするための教育システムについて研究、検討し、全ての子どもたちの豊かな人格形成のための学校教育を充実していくことが課題です。

近年では、放課後や夏休みなどの児童生徒の居場所づくりも課題となっています。また、地域全体で子育て家庭を支えていくという認識が高まっていますが、障がいのある児童・生徒においてはより一層の理解と支援を必要としていることが少なくありません。学校教育にとどまらず、広く子どもの教育において、地域全体の関心と理解を高めていく必要があります。

施策	施策説明
特別支援学級の指導の充実	知的障がい及び自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの程度や特性を考慮し、各学校の特色を生かした教育課程を編成するとともに、教育内容や方法を更に工夫・改善して、児童生徒一人ひとりに応じた教育の推進に努めます。
設備の充実と教育機器の導入	知的障がい特別支援学級、自閉症・情緒障がい特別支援学級、弱視特別支援学級、通級指導教室には、障がいの種類や程度に応じた教育機器、訓練機器等の導入を行い、教育効果を高めます。
教育相談体制の充実	面接相談、電話相談及び適応指導の機能の充実を図るとともに、総合的な相談体制の充実に努めます。
在学中の就学相談の充実	教育上特別な措置を必要とする障がいのある子どもに対し、系統的に適正な就学相談の充実に努めます。
特別支援教育研修の充実	小・中学校の教職員に対する特別支援教育の理解と認識を一層深めるため、研修の充実に努めます。
通級による指導の充実	通常の学級に在籍する難聴・言語障がい等や発達障がい・情緒障がいの児童生徒を対象に、通級による指導を通し、個別の指導を行うことに努めます。

施策	施策説明
LD・ADHD・高機能自閉症等の教育の充実	通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の個別的な支援を必要とする児童生徒に対して、自立支援サポーターを配置し、きめ細かな支援を行います。
放課後児童健全育成事業の充実	学童保育室において、入室条件を満たした入室を希望する障がいのある児童を受け入れ、必要に応じて指導員の増員を行い、保育の充実に努めます。
障がい児放課後対策事業の充実	心身障がい児の健全育成及び保護者の療育負担の軽減を図るため障がい児放課後学童の充実に努めます。

主要課題（3）社会教育の充実

障がいのある人が、学校卒業後も、生涯を通して本人が関心を持っているさまざまな事柄について、学習できるような社会環境が求められています。

現在、本町では公民館などの社会教育施設で講座や学級などを実施するほか、図書館サービスや指導者の育成を実施しています。

今後、講座内容の充実や、開催条件などを工夫し、障がいのある人が参加しやすい学習環境を整備していくことが課題です。

施策	施策説明
障がい者教育講座の充実	社会教育に携わる町職員を対象に、障がいのある人に対応できる事業を実施するにあたり、障がいのある人を理解するための研修会を開催し、事業の充実に努めます。
社会教育に関する講座・学級の充実	社会教育講座・学級を充実し、在宅障がい者の社会参加を促進します。また、障がいのある人への理解を深めるため、住民の講座・学級への参加を通じて交流の促進を図ります。加えて、地域におけるノーマライゼーションを更に推進するため、ボランティアの養成を図ります。

基本目標5 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

主要課題（1）生活環境の整備

障がいのある人が、自由に外出し、活動していくためには、段差の解消や点字ブロックの整備、歩道の整備等を行い、都町環境の中にあるさまざまな「物理的バリア（障壁）」を取り除き、移動上や施設の利用上の利便性・安全性を向上することが重要です。

今後は、社会のバリアフリー化を点から面へ広げ、考え方の一層の普及に努めるとともに、この考えに基づいたまちづくりを積極的に推進していくことが課題です。また、単に現状の改善だけにとどまらず、計画の段階から利用者の声を取り入れ、ユニバーサルデザイン化が進められるよう検討していくことが課題です。

施策	施策説明
公共建築物等の整備	既存の公共施設については、障がいのある人が利用しやすいよう改善に努めます。また、新たに公共施設を建築するときや、学校、病院、ホテル、物販店、飲食店その他不特定多数の人が利用する建築物の建設の際もバリアフリー化を推進し、障がいのある人の住みよい環境づくりに努めます。
公園施設の整備	障がいのある人が安全で快適な公園の利用ができるよう、車いす使用者用トイレ、スロープ、点字ブロック等の設置に努めます。
歩道等の整備	障がいのある人が安全に通行や移動ができるよう、関係法令等に基づき、段差解消や点字ブロック、歩道等の整備充実を図ります。
ユニバーサルデザインの推進	すべての人が安全で快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた基本方針の策定に向けて検討します。
住宅改造費助成の充実	居宅改善整備費補助制度及び各種貸付制度の利用促進に努めます。

主要課題（2）防犯・防災対策の確立

平成23年に起きた「東日本大震災」は自然の驚異と同時に、災害時における住民同士の助け合いの大切さを再認識させるものでした。特に障がいのある人は、災害に対して、ひとりでは避難できないことや、情報入手、避難所での投棄、必要な設備環境などへの不安が多くあげられています。障がいの種別や程度に応じた適切な支援体制を準備する必要があります。

今後は、いざというときに迅速な対応が行えるよう、災害時のマニュアルづくりや体制づくりを更に検討していくことが課題です。

特に、安否確認や非難の手助けのためには、障がいのある人の所在を事前に把握しておくことや、地域の自主防災組織と連携することは、安全と安心の確保のための重要な要素となります。そのため、当事者のプライバシーに配慮した上で、地域の理解と協力を高める意識啓発や避難訓練などの具体的な取組みを、日頃から積み重ねておくことが必要です。

更に、避難後の専門的な対応のためには、町内施設や近隣医療機関等との協定により、できる限り十分な体制を確保しておくことが課題です。

また、障がいのある人が消費者被害にあったり、事故や犯罪に巻き込まれることも少なくありません。安心して地域で生活が送れるよう、地域における日頃の防犯体制の強化も課題です。

施策	施策説明
防災意識の啓発	防災広報、防災訓練の機会を通じて、防災知識の普及・啓発に努めます。また、防災マップや各種パンフレットを作成して、防災意識の啓発を図ります。
防災計画の推進	障がいのある人に配慮した災害時の適切な支援ができるよう地域防災計画の推進を図ります。
自主防災組織の育成指導	住民による自主的な防災活動を促進し、地域の災害対応力を高めるため自主防災組織や防災に関するボランティアの育成を図り、障がいのある人の避難や救助、情報連絡体制の確立を図ります。自主防災組織の組織率の向上を図ります。
緊急通報システムの推進	ひとり暮らしの重度身体障がい者の緊急時における安全を確保するため、緊急通報システムの普及を推進します。
施設における防災体制づくりの推進	施設における防災対策の推進を図るとともに、施設が相互に支援できる体制づくりを推進します。
交通安全の呼びかけ	不慮の事故による障がい発生を防止するため、交通事故防止に関する啓発を推進します。

第4章 施策の展開

施 策	施策説明
地域における防犯推進体制の整備	防犯に配慮したまちづくりの研究に努めるとともに、自治会等の各種団体を中心に「地域の安全は地域で守る」という意識に立ち、防犯推進体制の整備に努めます。
犯罪情報・防犯情報の収集と提供	警察等関係機関との緊密な連携のもと、犯罪情報や防犯に関する情報を収集し、効果的な情報提供に努めます。
消費生活トラブルに関する相談の充実	生活情報センターにおいて、契約に関わる被害の未然防止につながる情報提供の充実と消費生活相談を行い、日常生活における損害を防ぎます。また、福祉相談窓口と生活情報センターの連携により、消費生活トラブルの早期発見・早期対応に努めます。
災害時要援護者支援制度の推進	災害時に自力で避難をすることが困難な高齢者や障がいのある人（災害時要援護者）の情報を地域の支援者等（自治会、民生委員児童委員）に提供し、災害時要援護者が必要な支援を受けられる体制を推進します。
防災情報メール配信サービスの充実	聴覚障がい者や防災行政無線を聞き取りにくい方のために、より確実に災害情報を提供できるようにするため、メール配信サービスを充実します。

第5章 障害福祉サービス等の見込量

1 平成29年度の数値目標（成果目標）

障害福祉計画において必要なサービス量を見込む際、障がい者の自立支援の観点から「地域生活移行」や「就労支援」などの課題に重点的に対応するため、次の事項について平成29年度の数値目標（成果目標）を設定します。

（1）施設入所者の地域生活への移行

【国の基本方針】

平成29年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成年25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

平成26年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から、4%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

【数値目標（暫定値）】

	人数	備考
地域生活移行者数（目標値）	3人	○施設入所から GH 等へ移行する者の数
削減見込み	2人	○削減見込み数

（2）入院中の精神障がい者の地域生活への移行

【国の基本方針】

国は、平成29年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」の解消をめざしており、平成29年度入院後3か月時点の退院率64%以上、入院後1年時点の退院率91%以上、平成29年6月時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%減少を目標値と設定する。

【数値目標（暫定値）】

	割合・人数	備考
入院後3か月時点の退院率 （目標値）	64%	
入院後1年時点の退院率 （目標値）	91%	
精神科病院における在院期間1年以上の長期在院者数 （目標値）	46人	

（3）地域生活支援拠点等の整備

【国の基本方針】

地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を各市町村、又は各圏域に少なくとも1つを整備する。

	箇所数	備考
地域生活支援拠点（目標値）	1か所以上	○高松障害保健福祉圏域において1箇所以上

（4）福祉施設利用者の一般就労への移行

【国の基本方針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

【数値目標（暫定値）】

	人数	備考
一般就労移行者数（目標値）	2人	○平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

2 サービス見込量

訪問系サービス、日中活動系サービスの充実、地域生活移行の促進、地域生活支援の推進に向けて、必要となる障がい福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行ってまいります。

(1) 訪問系サービス

在宅での生活を継続していけるよう、利用者や事業者への情報提供を進め、訪問系サービスの適切な提供を図ります。

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、家事並びに生活の相談等生活全般の援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい・精神障がいにより行動の困難な障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、家事並びに生活の相談等生活全般の援助、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動の困難な障がい者で常に介護を必要とする人に、行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時の移動中、排せつ及び食事等の介護その他行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他外出する際に必要な援助を行います。

【サービス見込量（一月あたり）】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 同行援護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	876	913	949
	人	48	50	52

(2) 日中活動系サービス

日中活動のサービスには、一般企業への就業を希望したり、一般就労以外のさまざまな活動や生産活動を希望したり、生活能力の維持・向上を図るための訓練をしたりなど、一人ひとりの目標に合わせてさまざまなものがあります。

地域社会での生活を支援する点からも、障がい者の日中活動の場の確保はますます重要になっています。また、地域生活への移行の観点からは、グループホームなどの住まいの確保も必要になります。さらに、日中活動機会への参加に向けては、移動面での不自由さも見受けられます。

移動手段の確保も必要になることから、地域生活支援事業の周知に努めていきます。町内にある日中活動の場は限られていますが、町外事業所も含め、活動の場に関する各種情報提供に努めていきます。

就労支援に向けては、日中活動の場の確保や参加促進に向けて、各種サービスや事業所の情報提供に努めていきます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
療養介護	病院の管理の下、必要な医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行い。療養介護のうち医療に係るものを提供する。
生活介護	施設において、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護、家事並びに生活の相談等日常生活上の支援を行い、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間を含む）、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
自立訓練（機能訓練）	対象:身体障がい者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行う。

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立訓練（生活訓練）	対象:知的障がい者・精神障がい者 障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所に通わせ、入浴、排せつ、食事等の日常生活を営むために必要な訓練、日常生活上の相談支援を行う。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に、生産活動、職場体験等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、相談等を行う。
就労継続支援（A型・B型）	通常の就労が困難な障がい者に、生産活動、職場体験等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。 雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型がある。

【サービス見込量（一月あたり）】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	人	3	3	3
生活介護	人日分	1,040	1,075	1,128
	人	59	61	64
短期入所（ショートステイ）	人日分	87	87	87
	人	21	21	21
自立訓練（機能訓練）	人日分	63	63	63
	人	3	3	3
自立訓練（生活訓練）	人日分	10	16	16
	人	1	2	2
就労移行支援	人日分	50	83	83
	人	3	5	5
就労継続支援（A型）	人日分	143	164	184
	人	7	8	9
就労継続支援（B型）	人日分	969	986	986
	人	58	59	59

(3) 居住系サービス

地域社会での生活を支援する点からも、日中活動の場の確保とともに、地域生活への移行の点から、住まいの確保が重要になってきます。現在、町内にはグループホームがないため、設立のための支援をしていきます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

※平成26年4月から共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化

【サービス見込量（一月あたり）】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活介護 共同生活援助	人	15	17	18
施設入所支援	人	26	25	24

(4) 相談支援

障がいのある人が地域で安心して暮らせるため、障害福祉サービス利用の計画の作成、地域生活への移行、定着できるための相談を充実させ地域社会での共生を支援します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
計画相談支援	サービス利用の調整を必要とする人に対しサービス利用計画を作成するものです。
地域移行支援	施設や病院から退所・退院する障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	施設や病院からの退所・退院や家族からの独立により単身生活に移行した人などに対して、常時の連絡体制を確保し障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の支援を行います。

【サービス見込量（一月あたり）】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人	202	210	216
地域移行支援	人	2	2	3
地域定着支援	人	1	1	2

(5) 障がい児支援

児童福祉法が改正され、障害種別に分かれていた施策体系が、通所による支援は障害児通所支援（障害児発達支援等）、入所による支援は障害児入所支援（障害児入所施設）に一元化されました。

障がい児の状態に応じた受け入れ態勢とサービスの提供に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援に医療機能を附加したもの。 在宅で生活する医療的ケアを必要とする障がい児に対して、地域支援を合わせて行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行うものです。
福祉型児童入所施設	障がい児入所施設に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び自立に必要な知識・技能の付与を行います。
医療型児童入所施設	障がい児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び自立に必要な知識・技能の付与及び治療を行います。
障がい児相談支援	障がい児等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

【サービス見込量（一月あたり）】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人日	131	146	146
	人	9	10	10
医療型児童発達支援	人日	5	5	5
	人	1	1	1
放課後等デイサービス	人日	300	300	300
	人	30	30	30
保育所等訪問支援	人日	2	4	6
	人	2	4	6
障がい児相談支援	人	44	45	45

（6）地域生活支援事業

障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自律した日常生活や社会生活を営むことができるよう、状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に行うため地域生活支援事業を実施しています。

① 必須事業

相談支援に関して、制度やサービスなどの新しい情報が取りづらい、相談のための外出が厳しい、専門職からの情報は聞ける人が限定されるといった声も聞かれます。

今後は相談支援センターの人材強化、相談支援事業所の情報提供及び啓発の強化を行っていきます。また、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の充実が必要であるため、福祉、保健、医療、教育などの機関と連携し、相談支援事業を効果的に実施していきます。

また、サービスの紹介・啓発を行う他、利用者側の視点に立った利用しやすいサービスの提供を検討していきます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
住宅入居等支援事業	賃貸住宅への入居を希望する障がい者に対し、入居に必要な支援や入居後の支援などを行う
コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者・要約筆記者の派遣により、障がい者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター事業	<p>創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。</p> <p>I型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進にかかる啓発等を行う。相談支援事業を併せて実施または委託を受けていることを要件とする。</p> <p>II型：地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p> <p>III型：地域の障がい者等のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業</p>

【サービス見込量】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
住宅入居等支援事業	箇所	1	1	1
	件	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	箇所	1	1	1
	件	1	1	1
コミュニケーション支援事業	件	18	18	18
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件	2	2	2
自立生活支援用具	件	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2
排せつ管理支援用具	件	288	288	288
住宅改修費	件	2	2	2
移動支援事業	実人員	34	36	38
	延時間	2,720	2,880	3,040
地域活動支援センター事業 Ⅰ型	箇所	5	5	5
	実人員	5	6	7
地域活動支援センター事業 Ⅱ型	箇所	4	4	4
	実人員	13	13	13

第6章 計画の推進

1 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、成果目標（数値目標）、活動指標（サービス見込量）については定期的（1年に1回）に調査、分析及び評価を行うことで実績を確認し、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

PDCAサイクルを導入し、計画の進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね着実に取り組みを進めていきます。

○ PDCAサイクルとは

「PDCA」サイクルとは、さまざまな分野領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

2 障がいのある人のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障がいのある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

3 地域社会の理解促進

社会福祉協議会とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

また、庁内においても、すべての職員が障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

4 庁内体制の整備

庁内においては、関係各課及び各課の実務担当者と連携を執り、全庁的な体制のもとで本計画の進捗状況や関連情報の把握と評価を行いつつ、計画の推進を図っていきます。

5 地域ネットワークの強化

住民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、医療機関、教育機関、雇用関係、施設関係、住民等のさまざまな立場からの参画を得て開催されている地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や町内の地域資源の改善、地域関係機関の連携の在り方等について検討していきます。

6 国・県との連携

障がいのある人の地域生活を支えるさまざまな施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

資料

三木町障がい者プラン策定検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に規定する市町村障害福祉計画の策定に関し必要な事項を検討するため、三木町障がい者プラン策定検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 障害者団体等の関係者

(3) 保健福祉・医療関係者

(4) 各種町民団体の代表者

(5) 前各号に掲げる者のほか、障害福祉に関し見識を有する者

3 委員に欠員が生じた場合、町長は新たに委員を委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を統括し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年10月20日から施行する。

2 この要綱による最初の委員会の会議は、第4条の規定にかかわらず、町長が招集する。

3 この要綱は、委員会の目的を達成した日に、その効力を失う。

三木町障がい者プラン策定検討委員会委員名簿

氏名	役職名	備考
入倉 修一	三木町社会福祉協議会 事務局長	
遠藤 啓	指定特定相談支援事業所 障害者地域生活支援センターほっと 相談支援専門員	
河崎 敦子	高松圏域自立支援協議会 会長	
木村 正司	木田地区医師会 会長	
佐伯 知己	指定障害児相談支援事業所 発達支援相談事業所まつばら 相談支援専門員	
佐藤 美幸	指定特定相談支援事業所 みき相談支援センター 相談支援専門員	
砂川 匡	三木町商工会 会長	
十川 和彦	木田郡歯科医師会 会長	
高橋 厚彦	三木町民生・児童委員協議会 会長	
壺井 邦子	社会福祉法人朝日園 理事長	
西丸 一明	三木町議会教育民生常任委員会 委員長	
西本 正文	部落開放同盟下高岡支部 支部長	
三宅 剛	保護者	
宮本 徹	三木町身体障害者協会 会長	

(50音順・敬称略)

用語解説

インクルーシブ

それぞれニーズの異なる障がい者の個別化されたプログラムによって教育や援助をしていくことを意味しており、実質的な統合・共生をめざすもの。

「“A l l ” m e a n s “A l l ”（すべてというのは全部のこと）」という理念により、障がいの種別の枠にとらわれず、「生活年齢に相応する普通教育の環境を保障する」ことに重点がおかれています。

インフォーマルサービス

家族、近隣、知人、ボランティア等が行う非公的な援助。

高機能自閉症

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

ジョブコーチ

障がい者が一般の職場で働くことを実現するため、障がい者ができることとできないことを事業所に伝達するなど、障がい者と企業の双方を支援する就労支援の専門職のこと。

ノーマライゼーション

障がい者と健常者とが、お互い特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方、またそれに向けた運動や施策など。

ピアカウンセリング

障がい者が、当事者同士集まり、お互いの苦しさ、辛さを話し合うことにより、辛さを分かち合い、助言し合っていくこと。

レスパイトサービス

障がいのある人とそのご家族が安心してゆったりとした生活が送れるよう、障がいのある人を一時的にお預かりする支援サービス。

ADHD (=Attention-Deficit Hyperactivity Disorder)

注意欠陥・多動性障がい。注意力を維持しにくい、時間感覚がずれている、さまざまな情報をまとめることが苦手などの症状を特徴とする発達障がいの一つ。

LD (=Learning Disorders)

学習障がい。文部科学省の定義では、「基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態」とされる。